

第3回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

○日 時 令和3年12月23日（木）午後2時から午後4時15分まで

○場 所 門真市役所別館3階 第3会議室

○出席者 辻 壽一 委員

菅原 正明 委員

水野 忠雄 委員

葭田 正子 委員

渡邊 昇 委員

吉川 かおり 委員

中吉 美智 委員

松本 剛 委員

○事務局 環境水道部長 大矢 宏幸

環境水道部次長 溝口 朋永

経営総務課長 山田 武範

工務課長 山口 達也

お客さまセンター長 小野 直宏

経営総務課長補佐 西川 達朗

工務課長補佐 大石 貴之

工務課長補佐 辻 顕吉

お客さまセンター長補佐 松岡 直彦

お客さまセンター長補佐 加藤 明秀

経営総務課主任 三笥 広明

経営総務課主査 高田 賢一

経営総務課 岡田 真子

○傍聴者 1名

○開会

【事務局】

皆様、本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
門真市環境水道部経営総務課の高田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、只今から、第3回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。

本日は、委員9名中8名がご出席されておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会におきましては、議事録作成のため、録音をさせていただきたく存じあげますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。ご発言に際しましては、お手元のマイクの黒いボタンを押して発言していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、案件に移らせていただく前に、お手元の配布物の確認をさせていただきますと存じます。

1点目は、表紙でございます、会議次第

2点目は、資料1「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」についての説明資料でございます。

3点目は、資料2「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」の冊子でございます。

最後に、4点目が、資料3「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（案）に係るパブリックコメントの実施についてでございます。

配布物の不備等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは資料がお揃いのようなので、以降の進行につきましては、辻会長の方をお願いしたいと存じます。

それでは、辻会長よろしくお願いいたします。

○案件1 「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（案）について

【会長】

皆さんこんにちは。年末のお忙しい中ありがとうございます。

それでは、早速議事の方に移りたいと思います。

今日は2点ございまして、初めの案件でございますけれども、「門真市水道事業ビジョン（改定版）の（案）」を議題としたいと思います。まずその内容につきまして事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

【資料1】をご覧ください。

その中の、2ページをご覧ください。

ここに書いてあります表は、門真市水道事業ビジョン（本編）の改定内容を章ごとにまとめたもので、第2回審議会でお示したものと同一内容になっております。

この中で、太字で表しております 第4章 将来の事業環境における改定内容について本日はご説明させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。

この表は、門真市水道事業ビジョン（資料編）の改定内容を資料番号ごとにまとめたもので、第2回審議会でお示したものと同一内容になっております。

この中で、太字で表しております 資料3 財政計画における改定内容について本日はご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

本日の第3回審議会の審議内容における改定のポイントをお示ししております。

第1は、人口推計、策定後の実績値等を反映した将来推計値及び財政計画の更新。これらは、改定版（案）本編第4章 将来の事業環境及び資料編資料3 財政計画関係でありまして、今回の本資料の5ページから15ページにお示ししております。

第2は、令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについての追加事項でありまして、改定版（案）39ページ、42ページ関係

で、今回の資料の16ページから17ページにお示ししております。

第3は、広域連携の必要性についての補足事項でありまして、改定版（案）の37ページ関係で、本資料の18ページから21ページにお示ししております。

第4は、「水道料金体系の最適化に関する検討」の背景と進め方についてでありまして、改定版（案）41ページ関係で、本資料の22ページから25ページにお示ししております。

5ページをご覧ください。

本ページより15ページにかけて、第1の改定ポイントであります、人口推計、策定後の実績値等を反映した将来推計値及び財政計画の更新についてまとめております。

6ページをご覧ください。

このページは、給水人口と水需要の減少についてお示ししております。

これらは、資料2 改定版（案）の31ページ及び32ページにお示ししているものです。

まず、給水人口についての改定内容についてです。

給水人口は、右上上段及び下段の図の赤色の折れ線グラフが今回の推計人口の動きをあらわしており、下段の図のオレンジ色の折れ線グラフは門真市水道事業ビジョンを策定した当初の推計人口の動きを表しております。

これらを見ますと、平成30（2018）年の国立社会保障・人口問題研究所、略称で社人研というのですが、社人研の人口推計をもとに、令和8（2026）年における給水人口を推計しますと、今回約110,000人となりました。

令和8（2026）年度の推計は、当初推計の約116,000人に比べまして約6,000人の減少になりました。

その後も令和18（2036）年度にかけて給水人口はさらに減少し、当初推計との差、いわゆる（減少量）が増大していく見込みとなっております。

なお、社人研とは、厚生労働省の研究機関であります。

続きまして、下段の水需要予測についての改定内容です。

水需要予測値は、右手の図でいきますと、上段の青色の棒グラフ及び下段では青色の折れ線グラフが今回の一日最大給水量の推計値の動きを示しており、下段の図の黄緑色の折れ線グラフは前回の推計値の動きを表しております。

なお、ここでお示ししております一日最大給水量は、一年間のうちで一日当たりの水の使用量が最大の日の値でありまして、水道施設の規模を決定する重要な指標でございます。

これらを見ますと、給水人口に基づき、今後も有収水量という水道料金算定のもととなる水道水の量が減少すると見込み、水需要予測を算出した結果、令和8（2026）年度の一日本最大給水量の推計は約37,600m³/日であり、当初推計の38,000m³/日とほぼ同様の値となりました。

また、給水人口の動向と同様に、令和18（2036）年度にかけて一日最大給水量は減少傾向の見込みであります。

なお、ここでいうこの推計の中では、今進められております大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による影響といった増加要因は考慮しておりません。

続きまして、7ページをご覧ください。

ここでは有収水量の減少に伴う給水収益の減少状況についての改定をお示ししております。

これらは、資料2 改定版（案）の33ページにお示ししているものです。

まず、上段の有収水量についての改定内容です。

右手の上段の図の青色の折れ線グラフ及び下段の図の青色の折れ線グラフが、今回の推計値の動きを表しております。また、右手の下段の図の黄緑色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

有収水量は、平成26（2014）年度の年間1,355万m³から令和8（2026）年度は約1,150万m³になる見込みです。

令和8（2026）年度の推計値の年間1,147万m³は、当初推計の年間1,134万m³に比べて微増しております。これは、人口減少の割合が大きくなっているものの、一人当たりの使用水量実績が当初推計と比べて多くなっていることが背景にあるためです。令和18（2036）年度にかけての傾向は、減少傾向の見込みです。

次に、給水収益につきましては、右手の上段の図のオレンジ色の棒グラフ及び下段の図のオレンジ色の折れ線グラフが、今回の推計値の動きを表しております。また、右手の下段の図の黄色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、令和3（2021）年1月の水道料金引き下げ等に伴い、平成26（2014）年度の約25億3,200万円から令和8（2026）年度は約19億3,800万円になる見込みで、令和8（2026）年度の推計19億3,800万円は、当初推計21億3,000万円より約2億円弱減少しています。これは、令和3年1月に実施した水道料金の引き下げによる影響であります。

水道料金引き下げによる令和8（2026）年度までの計画期間における収益の減少額は約12億円であります。

その後も、令和18（2036）年度にかけて減少傾向の見込みであります。

8ページをご覧ください。

ここからは、財政計画の概要についてまとめております。

これらは、資料2 改定版（案）の58ページ及び59ページにお示ししているものです。

まず、ここでいう財政計画とは、耐震化計画に掲げる事業計画に基づく財政計画であり、門真市水道事業ビジョンにおける経営戦略の根拠となるものであります。その計画期間は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までとし、現行と同様であります。

次に、中間見直しにおける財政計画の修正についてまとめております。

基本的には、現行の財政計画と同様に実施していますが、以下の項目については設定見直しを行っております。

まず、給水収益の推計についてですが、給水収益の推計は、推計した有収水量に供給単価を掛けて算出するのですが、その供給単価は、令和3（2021）年1月の料金改定による影響を反映し、有収水量に今回の中間見直しによる推計値を用いて算定しております。

次に、工事請負費の推計についてですが、泉町浄水場更新工事について、中間見直し段階における事業費見込をもとに設定しております。

その他、算定のもととなる実績値は、基本的に平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の決算値の平均に基づき算定しております。

9ページをご覧ください。

ここでは財政計画の収益的収支についてまとめております。

これらは、資料2 改定版（案）の61ページ及び62ページにお示ししているものです。

収益的収入につきましては、下の図の青色の棒グラフで示すものでありまして、有収水量の減少及び令和3年1月の水道料金引き下げの影響により減少傾向が続く見込みであります。

収益的支出につきましては、下段の図の赤色の棒グラフで示すものでありまして、年度ごとの相違はありますが、長期的にみるとやや減少傾向にあります。

収益的収入と収益的支出の比率を示す「総収支比率」につきましては、当初の予測は、紫の折れ線グラフで表しております。実績及び今回見直した予測は黄緑色の折れ線グラフで示しておりまして、水道料金を引き下げた令和3（2021）年度において大きく減少し、その後令和8（2026）年度まで緩やかに減少する見込みであります。

令和8（2026）年度における総収支比率の推計は、水道料金引き下げの影響により、当初推計の104.5%から103.4%に減少いたしますが、計画期間を通じて100%以上の水準を維持する見込みであります。

10ページをご覧ください。

ここでは財政計画の資本的収支についてまとめております。

資料2の 改定版（案）の63ページにお示ししているものです。

下の図の青色の棒グラフ、これが資本的収入を示し、赤色の棒グラフが資本的支出を示し、一般的に資本的収入より資本的支出の方が金額は大きくなるため、資本的収支はマイナスになるものであり、これを資本的収支不足額と呼んでおります。

令和2（2020）年度におけるこの資本的収支不足額は、青色の収入の約1億7,500万円から赤色の支出の9億6,100万円を引きますと、約7億8,600万円であり、

財政計画期間における資本的収支不足額についてはバラツキがあることが読み取れます。

泉町浄水場更新工事の実施により資本的支出は増額し、特にこの図にもありますように令和7年から令和8年度は工事費の増加が見込まれるため、資本的収支不足額は増加すると予測しております。これに伴いまして、資金残高推計は当初推計に比べて減少が見込まれます。

そのため、資本的収入の確保のため、企業債充当率を当初の27.5%から45.0%の範囲で設定する計画であります。

資本的支出のもととなる建設改良費は、耐震化計画及び泉町浄水場更新工事における現段階の見込額を示しているものであり、毎年度の実施計画を踏まえ、事業費を予算化するものであります。

11ページをご覧ください。

ここでは財政計画の総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率についてまとめております。

これらは、資料2 改定版（案）の64ページ及び65ページにお示ししているものです。

まず、一番上の総収支比率は、収益的収入を収益的支出で割ったものでありまして、事業の収益性を判断する指標の一つで、100%以上であることが望ましい値であります。

右手の図の青色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、令和3（2021）年度に水道料金引き下げの影響もあり大きく減少し、以降は緩やかに減少見込であります。

次に、経常収支比率は、営業収益と営業外収益を足したものを営業費用と営業外費用を足したもので割った値でありまして、事業体の経常的な活動の収益性を示す指標であり、100%を上回っていれば良好な経営状態といえます。

右手の図のオレンジ色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、総収支比率と同様の動向を示しており、令和8（2026）年度見込値は103.4%で、当初推計値105.2%より1.8ポイント減少しております。

最後に営業収支比率は、受託工事収益を除く営業収益を、受託工事費を除く営業費用で割ったものでありまして、事業本体の活動に着目した収益性を判断するものであり、総収支比率、経常収支比率と同様、100%を上回っていれば良好な経営状態といえます。

右手の図の黄緑色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、令和8（2026）年度見込値は96.7%で、当初推計値102.2%より5.5ポイント減少しております。

なお、総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率の令和8（2026）年度の値がそれまでの傾向よりも減少傾向が大きくなっていますが、これらの減少は、泉町浄水場更新工事等で建設改良費が急激に増大し、その結果、営業費用である減価償却費が急増することが大きな要因となっております。

12ページをご覧ください。

ここでは財政計画の企業債償還元金対減価償却費についてまとめたものであります。

これらは、資料2 改定版（案）の66ページにお示ししているものです。

企業債償還元金対減価償却費率は、オレンジ色の棒グラフの企業債償還元金を空色の棒グラフの減価償却費で割ったものでありまして、資産状況を判断する指標の1つであります。

黄緑色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、企業債償還元金が徐々に減少していくのに対して、減価償却額は徐々に増加していく見込みでありまして、その結果、企業債償還元金対減価償却費率は、平成27（2015）年度の68.7%から徐々に減少しております。

この値は100%以下であれば財務的に安全であるといえます。

令和8（2026）年度見込値は38.8%で、当初推計値38.5%より0.3ポイント増と

なっております。

13ページをご覧ください。

ここでは財政計画の自己資本構成比率についてまとめております。

これは、資料2 改定版（案）の67ページにお示ししているものです。

自己資本構成比率は、青色の棒グラフで示しております、負債・資本合計額に占める、赤色の棒グラフで示しております資本金+剰余金+繰延収益の占める割合でありまして、財務的健全性を示す指標の1つであり、比率が高い方が財務的に安定しているものです。

黄緑色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、平成27（2015）年度の61.7%から徐々に増加していますが、令和5（2023）年度以降は減少する見込であります。

令和8（2026）年度見込値は67.7%で、当初推計値71.3%より3.6ポイント減少する見込みであります。

14ページをご覧ください。

ここでは財政計画の供給単価、給水原価と料金回収率についてまとめております。

これらは、資料2 改定版（案）の68ページにお示ししているものです。

まず供給単価は、青色の棒グラフで示しておりますもので、有収水量1 m³当たりの販売単価を示しております。

今回の財政計画におきましては、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までの平均単価に令和3（2021）年1月の料金改定率を乗じた額約169.0円/m³と設定いたしました。

次に、給水原価は、黄緑色の棒グラフで示しておりますもので、有収水量1 m³当たりの製造原価を示しております。財政計画においては徐々に上昇し、令和8（2026）年度には174.6円/m³となる見込みであります。

次の料金回収率は、この供給単価を給水原価で割ったものでありまして、事業の経営状況の健全性を示す指標であり、独立採算制を基本とする水道事業の場合は、

100%以上が望ましいです。

オレンジ色の折れ線グラフが今回の推計値の動きを表しております。また、紫色の折れ線グラフは当初の推計値の動きを表しております。

これらを見ますと、水道料金の引き下げ、減価償却費の増加等により、令和8（2026）年度の料金回収率は96.8%となる見込みで、当初推計値101.0%より4.2ポイント減少する見込みであります。

15ページをご覧ください。

ここは、水需要予測及び財政計画についてまとめたものであります。

まず、水需要予測については、当初推計に比べて、推計人口、いわゆる給水人口の減少幅が大きくなっており、人口減少が進んでいます。

有収水量、給水収益については、当初推計と同様に減少傾向の見込みです。ただし、一人当たりの使用水量の減少が当初推計よりも緩やかになっているため、有収水量の推計は当初推計から微増と逆になっております。

なお、今回推計には、今後、予定されている大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による水需要予測の影響といった増加要因は考慮しておりません。

次に、財政計画についてのまとめは、給水収益については、令和3（2021）年1月の水道料金引き下げ等のため、令和8（2026）年度までの計画期間における収益減少の影響額は約12億円の見込みであります。

水道料金の引き下げにおいても、計画期間における収支については、総収支比率100%以上の水準を確保できる見込みであります。

泉町浄水場更新工事による資本的支出の額が当初設計よりも増加する見通しであります。現行水道事業ビジョンの計画期間終了後の健全な経営を行うため、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、水道料金体系の最適化に関する検討を行っていく必要があります。

第1の改定ポイントについての説明は、以上でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

本ページより17ページにかけて、第2の改定ポイントであります、

令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについての（追加）事項についてまとめております。

17ページをご覧ください。

現在の水道事業ビジョンの基本施策3「水道サービスの充実化」のうち、基本施策3-1「お客さまニーズ把握施策の実施」と基本施策3-2「情報提供の充実化」を統合するものであります。

平成28（2016）年度の現水道事業ビジョンの策定の際、「基本施策3 水道サービスの充実化」の施策として、「お客さまニーズを把握する手法を検討するものとし、考案された手法によりお客さまニーズを把握し、より充実した水道サービスを提供するもの」として設定しました。

施策設定後、内部調査及びニーズ調査のためのアンケートを実施しましたが、具体的な施策の実施までは至っておりません。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、イベント開催時等におけるアンケート調査を実施していません。今後は、アンケート収集方法等を検討しなければ情報収集や施策の進捗に影響が生じると考えられます。

アンケートの収集については、手法の検討を含めて今後も検証する必要があると考えられることから、基本施策3-1「お客さまニーズ把握施策の実施」については、情報収集及び情報発信の取組みを実施するものとし、基本施策3-2「情報提供の充実化」に統合し、お客さま満足度の向上につなげるものとするものです。

18ページをご覧ください。

本ページより21ページにかけて、第3の改定ポイントであります、広域連携の必要性についての（補足）事項についてまとめております。

19ページをご覧ください。

前回、第2回の審議会におきまして、広域連携について説明させていただいたところですが、改めて広域連携の必要性について、本市のスタンスを説明するというところで、今回補足としてまとめているところです。

これらは、資料の2 改定版（案）の37ページに関連するものです。

全国の水道事業の現状をまとめますと以下の通りです。

まず、市町村経営が原則、これは、水道法第6条第2項に示されております。

それから、独立採算制が原則、これは、地方財政法第6条に示されております。

それから、事業収入の大半を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれます。

次に、高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の更新・耐震化が急務となっており、これらの事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要です。

これらの情勢に対応するため、水道の基盤の強化が必要です。

水道の基盤の強化における国及び大阪府の動向をまとめますと、以下の通りです。1点目は、平成24（2012）年3月に、厚生労働省通知に基づき、大阪府水道整備基本構想、いわゆるおおさか水道ビジョンが改定され、この中で、平成42、令和12（2030）年度を目標に、府域一水道に向けた広域化を推進することが盛り込まれました。

平成28（2016）年10月に大阪府広域的水道整備計画が改定され、この中で、大阪広域水道企業団が行っている水道用水供給事業と、市町村水道が行っている末端給水事業との統合が明確化されました。

平成30（2018）年12月に水道法が改正され、「広域連携の推進」を含む水道の基盤の強化に関する措置が規定されました。

20ページをご覧ください。

ここでは広域連携の必要性についての補足事項のその2としてまとめております。

まず、門真市水道事業の現状についてまとめますと以下の通りです。

自己水源がなく、すべて企業団から受水しており、泉町浄水場、上馬伏配水場の2施設から各家庭へ配水しています。

経営状況については安定しており、現行水道事業ビジョンの計画期間における運営は問題がない状況であります。

職員構成については、水道事業を運営するのに必要な資格も確保できており、組織・人員体制が整っております。

ただし、全国と同様に、本市水道事業におきましても、人口減少、施設の更新・耐震化や職員の技術継承などの課題を抱えているのが現状です。

次に、広域連携のメリットについてまとめますと以下の通りです。

まず、施設の共同設置、共同利用が可能となり、維持管理費用等の削減ができます。

それから、専門的な人材の確保、危機事象発生時の体制強化が図れます。システムの共同化による事務処理の効率化が図れます。統合に伴う施設更新費への交付金活用が可能となります。

21ページをご覧ください。

広域連携の必要性についての補足事項のその3としてまとめております。

門真市水道事業としての広域連携の必要性をまとめますと、以下の通りです。

第1点は、府域一水道の実現に向けては、現行水道事業ビジョンの策定時（平成29（2017）年3月）に比べ、企業団と各水道事業体との統合、いわゆる経営の一体化がより進展してきています。現在、令和6年から事業開始予定の能勢町を含むと、14団体が統合済みであります。

次に、水道法の改正（平成30（2018）年度）により、都道府県、ここでは大阪府は、各市町村との協議を踏まえ、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないようになりました。

これらの状況を踏まえ、本市水道事業を取り巻く情勢の変化に適切に対応する必要があると考えております。

現段階においては、企業団との統合について具体的な検討は至っておりませんが、令和9（2027）年度以降の次期水道事業ビジョンの策定を見据え、施設の最適配置案など、比較可能なシミュレーションを行っていく必要があります。

22ページをご覧ください。

本ページより25ページにかけて、第4の改定ポイントであります、水道料金体系の最適化に関する検討の背景と進め方についてまとめております。

23ページをご覧ください。

ここでは、水道料金制度についてまとめております。

門真市水道事業では、基本料金と従量料金から成る二部料金制を採用しております。

基本料金については、用途別に金額が変わる「用途別制」を採用しております。

一般用の場合、月10m³まで。消費税込で月額985円となります。

従量料金については、使用水量が多いほど単価が高くなる「逓増制」を採用しております。

24ページをご覧ください。

ここでは水道料金体系の最適化に関する検討を行う必要性についてまとめております。

これまでの経緯についてまとめますと以下の通りです。

平成28（2016）年度に門真市水道事業ビジョンを策定し、財政計画を示すとともに、水道料金の最適化に関する検討を進める旨を記載しました。

令和元（2019）年度に門真市上下水道事業経営審議会において、水道料金改正に係る審議を実施しました。その結果、水道事業ビジョン計画期間における財政見通しを踏まえた上での料金引き下げを行うこととなり、令和3（2021）年1月1日から水道料金の引き下げを実施しました。

次に、検討を行うべき背景についてまとめますと以下の通りです。

第1に、令和8（2026）年度までの財政計画の収支状況を踏まえて、水道料金の引き下げを実施しており、現行水道事業ビジョンの計画期間終了後（令和9（2027）年度以降）の料金水準については、改めて財政計画を踏まえての検討が必要であります。

第2に、令和元（2019）年度開催の審議会において、水道料金に関しては以下のように答申を受けています。

まず、定期的に水道料金の適正性について検証・確認すること。

第2に、基本水量の見直しを含めたあるべき料金体系を実現するとともに、水道施設の更新を計画的に推進し、事業の持続性と世代間負担の公平性を確保するため、資産維持費を含む総括原価方式での適正な料金水準を改めて検証すること。

でございます。

最後、25ページをご覧ください。

ここで水道料金体系最適化の進め方についてまとめております。

水道料金の算定に当たっては、水道法及び水道法施行規則の趣旨に基づき、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会編）に算定方法が示されています。

本市においても、同要領に基づき、今後、現行水道事業ビジョン計画期間において水道料金体系の最適化に関する検討を進める計画です。

内部検討による水道料金体系については、門真市上下水道事業経営審議会による審議を経たうえで決定していく予定です。

なお、※印の水道法及び水道法施行規則の趣旨は、水道法第14条第2項に基づき、「独立採算制」を基本としたうえで、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ・ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

以上です。

これでご説明を終わらせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、説明がございました、今回の改定「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」でございますけれども、4ページをご覧ください。

項目としては4点ございます。それぞれ各項目に関しまして、審議、ご意見を伺いたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、最初の、「人口推計、策定後の実績値等を反映した将来推計値及び財

政計画の更新について」、皆様方のご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願
いいたします。

(発言者なし)

それでは、私の方から、何点か質問したいのですけれども、6ページの給水人口
と水需要の減少でございますけれども、給水人口はかなり減っているのです。

令和8年、令和18年に向けてかなりの減少とされているのですけれども、水需要予
測は、それほど減っていないという、その分析はどのようなことでこうなってきた
のかということをお教え願いたいです。

【事務局】

まず人口の減少の要因なのですが、当初、前回の水道事業ビジョンを策定した
時の人口の予測方法として、社人研と先ほど申しました「国立社会保障・人口問題
研究所」というところで、5年おきに行われます国勢調査の人口をもとにして、5
年後、10年後、20年後とだいたい、長い時では60年ぐらいに渡って予測するわけ
です。前回は、平成22（2010）年度の国勢調査をもととして、社人研が平成25年3月
に発表した地域別の人口をもとにして、実際の門真市のその時の人口との誤差を補
正して予測したのが、前回の値になっております。

それに対して、令和元年の水道料金関係の審議会や、今回の予測に関しまして
は、それからもう5年以上経っておりまして、平成27（2015）年度の国勢調査をも
とにして、平成30年に、社人研から新しい人口予測が発表されました。それをも
とに推計したのが、今回の人口推計になっておりまして、日本全体的にも減少に転じ
ておりまして、その減少率が徐々に増えてきているのです。

その影響もあって、国勢調査も予測した値よりもさらに下回るというような傾向
が強くなっておりまして、ちょうど6ページの下の方にありますように、赤いこの折
れ線グラフが今回の予測で、オレンジ色が前回の予測になっている訳ですが、
徐々に開いてきているというのが見てとれると思うのですけれども、これは、社
人研の5年ごとの予測値が先に行くほど開いてきているという結果から、こういう

ように、差がはっきりと出てきております。それが、人口の動きとなります。

次に、有収水量の方なのですが、一日最大給水量も同じことなのですが、人口が減ってくると、給水量というのは、用途別に整理して、家庭用、業務用、営業用、学校、官公署用や、又は工場用、風呂屋用、その他、工事用の臨時用の契約など、用途に分けてそれぞれが違った動きをしますので、将来予測をその用途別にまず実施して、それを集計して求めていくというやり方をするわけです。

中でも家庭用というのが、だいたいどの団体でも、ほぼ8割前後を占めており、人口の動きが一番大きなわけで、その家庭用に関しまして、一人当たりどれぐらい水を使うか。これを原単位と名付けているのですが、だいたい今2400程度使っていることとなります。それを予測して当初、前回のビジョン策定の時にはやっていたのですが、本来なら、徐々に下がっていた原単位が、令和2年度は特に、他の団体でもそうなのですが、コロナで家に人がたくさんいる、いわゆるテレワークなどであるものですから、家庭で使う量が非常に増えてきた。本来でしたら、大阪や別の町に出勤していて、水道を使っている人が自宅で使うものですから、一人当りの原単位がもとに戻って増えてしまったのですね。

そういった現象がちょうど現れておりまして、それをそのまま回帰分析しますと、将来値があまり下がらない結果になって、その結果として水量が変わらないというようなことになっております。

【会長】

コロナの影響ということですか。

【事務局】

はっきりとは言いきれませんが、今までどの団体、門真市以外でもですけど、大阪府全体でも、昔は大体一人当たり、家庭用でしたら、270～2800使っていたのですが、節水機器が増え、例えば、皆さんよくご存じの洗濯機でも、昔はもう1回で1000以上の水を使ったのが、今は数十0、ドラム式だったら50ぐらいで終わるといように、節水機器がどんどん生まれています。それから、経済事情で節水意識というのも高まって、ますます減ってきているのが現状です。

大阪府全体でも確か今、一番新しいデータでも240数0が平均的な使用水量で、門真市とちょうど同じぐらいの水量になっていまして、それが今後、本来なら2200とか、将来的には下がっていくという予測を大阪広域水道企業団さんの方でも出しておられるのですが、今の状態でいくと、コロナがどれだけ続くかというのもあるのですが、原単位の落ち方が以前よりも若干鈍るのではないかと今予測していて、非常に予測のしにくい状態になっております。

【会長】

コロナの影響もあるような気はしますが、感覚的には、核家族化ではないけれども、いわゆる単身世帯が増えてきたのではないかと。要するに高齢世帯の増加と高齢者の単身世帯増があるように感じます。例えば、風呂の利用ですが、一人でも二人でも水の量はたいして変わらないけれども、単身世帯が増えていけば、一人当たり使用量が増えるというようなことになるのではないかと思います。

ですので、将来的に人口減少が進めば、ガクッと水量が減るのではないかと。状況を勘案していくと、そういう傾向があるのではないかと感じます。家族構成とか、世帯数とか、一世帯当りの家族数など、基本的な分析がすごく大事かと思っています。コロナの場合は、一過性の話であり、長期的な人口減少に伴う分析をすべきという気がしますので、お考えいただけたらと思います。

後、何かございませんでしょうか。

はい、〇〇委員よろしくお願いたします。

【委員】

今のところでお伺いしたいのですが、原単位みたいな値は、経年変化を採っているわけではないのですか。計算する時には、どちらなのですか。

【事務局】

予測では、経年変化は採っております。ただその傾きが緩くなったということです。だから全然減らないわけではなくて、徐々に減る予測をしているのですが。

【委員】

今、会長からも話がありましたけれど、下がりきって、今下がっている状況ではありますけど、当然0に下がっていくわけではないので、それをどこかで定常になるというか、もしくは今会長がおっしゃったように、もしかしたら逆に上がって行くこともあるのかもしれないですけども、その辺の予測はもう少し今後慎重にできるような体制はとって頂いた方が。

減ってくるのは、回帰分析でも何でもできるのですが、毎回乖離が大きいと言っていると、結局有収水量としても業務に影響しますし、かなり経営にもブレが生じると思うので、受動的すぎるというか、もう少し能動的に。

【会長】

おっしゃる通りですね。

【委員】

なった方がいいかなという感想でありまして。

【会長】

社人研の人口予測の市町村レベルは、2040年まででしたかね。でも2065年まで、今、全体の予測をしていますよね。だから長期的にはやっぱり展望というのが凄く大事かなと思っていて、人口減少はこれで止まるのではなくて、さらに減っていくということも、頭に入れておかなければならないかなという気はしています。

後、何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

【副会長】

財政計画のところ、まず10ページは、令和7年度、令和8年度に資金残高が減少するわけですけども、これは、泉町浄水場の更新工事で資金がいるということ

で、目に見えて資金が減ると思うのですけども、令和8年度ぐらいになるとかなり資金が減るので、何か補足がほしいと思いましたのと、11ページの営業収支比率のところですけども、令和8年度に健全の目安とされている100%を下回るということです。これは、意味は分かるのですけども、結果として100%を下回るということもあり、料金の見直しをするという。そういう流れなのかなとは思っているんですけど、100%を切っていますので、補足がほしいという印象です。

【会長】

今の委員のご質問に少し付け加えると、10ページなのですが、2点ございます。まず1点が、資本的支出と、資本的収入とありますが、資本的収入の内訳がよくわからないので、それがどういうものなのかということを知りたいということ、現状では、令和8年度以降の資本的支出の予定というのは今のところないというように考えていいのかという2点ですけど、あわせてお願いいたします。

【事務局】

まず、資本的収支のうち資本的収入の内訳なのですけれども、水道事業の内部で留保されています建設改良の積立金と、企業債といった地方公共団体金融機構から借入を行う収入が主な収入の内訳となっております。

【会長】

企業債というのは、いわゆる借金ということですか。

【事務局】

そうですね。金融機構から借入、簡単にいえば借金ということになります。

【会長】

はい、わかりました。

それと、令和8年以降の、資本的支出の大きな支出の予定はないというように考えていいのですか。

【事務局】

令和8年度以降も、泉町浄水場の更新工事は続きますので、資本的支出はありません。

【会長】

令和9年、令和10年もあるということですか。

【事務局】

そうですね。

【会長】

そうなのですね。

そうすると、緑のラインがガクッと減るということは、残高が減るということですか。

【事務局】

その辺りも含めて、財政計画の見通しでは、説明文にもあるのですが、中間見直し時での有収水量等の推計値や、工事請負費の見積額等を用いて算定しております。事業推進の際は、毎年度の実施計画を立てて実行しますので、PDCAサイクルに基づいて、スケジュールとか設計方法というものを十分に精査して、後は、資本的収支の収支状況を検証したうえで、経営的に問題が生じないように実施していくという形をとります。

そのためにも資本的収入の確保のために、企業債充当率を27.5%から45.0%の範囲で設定する等の対応をしていきます。

【会長】

委員からご質問頂いた営業収支比率の件に関しては、どうですか。

【事務局】

営業収支比率なのですけれども、今回の推定では、令和8年度の時点で100%を切っているということで、経営面への影響という話にはなるのですけれども、単年度の比率においては、100%を令和8年度で下回っておるのですけれども、水道事業ビジョンの計画期間トータルの、平成29年度から令和8年度までの全期間における営業収支比率は、全体でトータルすれば100%を超えていることから、今のところは、事業の健全性は確保しているという形になります。

【会長】

はい、分かりました。

それでは、よろしいですか。

【副会長】

はい。

【会長】

それから、先ほどの企業債の元金、12ページ、令和8年が大きくなっているというのは、借入が増えているということですか。

【事務局】

企業債償還元金対減価償却費率の方で、当初推計値より0.3ポイント増加するのは、更新事業の方で、企業債の償還が若干充当率を上げますので、それで、上がっているのと、次の自己資本構成比率の方でもそれは関係していて、令和8年度見込値において、当初推計値より3.6ポイント減になるのが、企業債の充当率を上げるということに対しての影響になります。

【会長】

何か、皆さま方から。

はい、それでは、お願い致します。

【委員】

すみません、確認というか、教えて頂きたいのですが、今、話に出ていた10ページの資金残高なんですけど、こういう財政シミュレーションをする時に、あまり公に明文化はしないのですけれども、基本的には、工業用水道事業でも水道用水供給事業でも、何億円以上は確保していないと、支払いが集中した時に資金ショートする可能性があるということで、担当者や財政の部局では、経験則で何億円以上は保持するようにしようというのを内部のルールとして設けた上で、収支を計算したりしているはずなのですけれども、先ほどもお話がありましたが、最終年度がすごく落ち込んでいるので、そういう中、当初の予定であれば、だいたい20億円以上くらいは確保されているように見えたのですけれども、いくら以上でないと困るというような目安みたいなものがあれば教えて頂きたいと思います。

【事務局】

資金残高の保持しなければいけないラインになるのですけれども、単年における収益のうちの約半分というかたちを考慮しておりますが、その辺りの収支状況を検討した上で、今後料金体系の最適化等も検討していかなければいけないとは思っております。

【委員】

それは、令和8年度でも数字を示されていますけれども、特段問題はないというかたちで、よろしいですか。

【事務局】

そうですね。現時点の中間見直しでは、今のところ問題はないと考えております。

【委員】

はい、わかりました。

【会長】

はい、ありがとうございました。

再度確認なのですが、10ページのグラフの見方ですが、令和8年度の資本的支出と、資本的収入がありますね。資本的支出というのは、基本的に浄水場の工事の費用ということでいいですね。その右の資本的収入というのは、一番大きいのは、借入金であり、今まで持っていらっしゃる資金のお金を使って、改良事業したという考え方でいいわけですね。ということは、一応収入とあるのですが、基本的には借入ということになるということですね。

【事務局】

必要な資金を投じた上での残高にはなっております。

【会長】

そうですね。今もっている手持ちのお金と、企業債としての借入と合わせて工事を行っているということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

償還は、どれくらいの期間ですか。

【事務局】

5年間の償還据置期間があって、そこから25年の償還期間があって、合わせて30年となります。

【会長】

そうすると、平成27年から令和6年までは、借入が必要ないのだけれども、令和

7年、8年以降は、借入しなければならないという状況ということですよ。

【事務局】

支出が令和6年、7年、8年と、多くなってきますので、中間見直しの前までは、企業債充当率を27.5%という形で設定はしていたのですが、今後の令和6年、7年、8年の支出を見越して、企業債の充当率を45.0%まで範囲を設定しています。

【会長】

一応、何とか返せるという、給水量が落ちても何とかやっつけていける。

【事務局】

そうですね。そういった償還等も含めて、バランスを取ってやっつけていけるのが、ここまでの範囲で設定させていただいている形になります。

【会長】

当初見込みより人口は減少したが、総給水量にあまり変化がなかったのが、なんとかやっつけていけた。ただ、今後はどうなるかという点ですね。少しリスクのように思います。

後、何かご質問ございましたら、お伺いをしたいと思います。

今回の案の中では、この部分が一番大事なポイントかなというように思っています。

それと、もう一つ、14ページなんですけど、14ページの財政計画、供給単価と、給水原価ということなんですけど、ここで、供給単価をみますと、1 m³当り、169円ですね。一方で、給水原価が令和8年度には、174.60円ということで、基本的にはこれは、どうなのですか。赤字ということになるのですか。

【事務局】

パーセントでいえば、そうですね。料金回収率で100%を切るということは、給水収益で回収できないものが出てくるという話になってきます。他の加入金といった、別面での収益でカバーするという状態になります。

【会長】

将来的な水道料金をどうするか、広域化の問題というのは、かなりシビアな話になってくるということですよ。

【事務局】

そうですね。次期水道ビジョンの令和9年の策定の時になってきますと、令和8年度で料金回収率は100%を切っておりますので。

【会長】

基本的に、ほかの自治体も概ねそのような状況と考えてよろしいですか。門真市に限らず、他の自治体も概ねそういう状況ですか。

〇〇委員いかがでしょうか。

【委員】

これも自治体さん色々で、非常に微妙なところであるところもいらっしゃいますし、100%を超えるのが理想ではあるんですけども、なかなか、そうになっていない事業者さんもあるとは聞いておりますけれども、あまり乖離が大きいことで、他で補填がしきれなくなると経営的にはよろしくないのも、さっきも加入金の話もありましたけれども、水道料金以外の部分で、全部トータルしてなんとかしていければいいのかなという感じです。

【会長】

水道料金以外も、何か。

【委員】

水道料金以外の加入金など、他の収入がまだありますので、それをトータルするとなんとかやっつけていけている。

【会長】

でも、加入金というのは、やっぱり人が減っていくと、減収になるということですか。

【委員】

一定量はある程度見込めると思いますので、あるべき姿としては、少し苦しくなってきたのかと思います。

【会長】

今度、門真市に大規模商業施設ができるような話を聞きました。そうすると、かなり水道料金、水道を使ってくれるかもしれませんね。

【委員】

先ほど、たしか大規模な開発は、あえて見込んでいないようなご説明があったので、ある意味、安全側で推測しているのかなと感じます。

【会長】

後、もし何かございましたら。

次の部分ですね。二つ目の内容に移ってよろしいですか。皆さん。

(発言者なし)

【会長】

次の、「② 令和2年度までの進捗状況を踏まえた『目標設定と推進する実現方策』の見直しについて」ということで、これに関しまして、ご意見をお願いしたいと思います。16ページから17ページです。

令和2年度までの、進捗状況を踏まえた「目標設定と進捗する実現方策」の見直しということですが、基本施策の3-1で「お客さまニーズ把握施策の実施」と基本施策の3-2「情報提供の充実化」を統合するということでございますけれども、何かご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

一番目の最初の行で、「お客さまニーズを把握し、より充実した水道サービスを提供するもの」ということで、お客さまニーズを把握する。アンケート調査をされているようですが、どのような内容なのですか。お客さまニーズと聞いて想像するのは、基本的には、おいしい水、安全な水、水道料金、それぐらいかと思うのですが、他に何かあるのですか。

【事務局】

施設の更新という意味では、過去のアンケートでは、管路の更新に関するアンケートなどがありました。

【会長】

水漏れなど割と、お客さんの方から水漏れしているという、クレームではないけれども、そういったことがあったりするのですか。

【事務局】

水漏れなどですか。

【会長】

例えば、道路から水が噴き出してという場合が、たまに、ニュースなどで見ますけど、そういうトラブル的なことが、過去にあるのですか。

【事務局】

過去10年ぐらいさかのぼりましても、年間平均で0～1件と、ごく少ない状況ではあります。

【会長】

なるほど。根本的な、そういう問題やクレームはないということで。

【事務局】

そうです。ここのお客さまニーズという部分では、そういうことは、たぶん聞いていないと思います。そのような意見はないと思います。普通の業務期間中には、そういった連絡を頂くことはありますけども。

【会長】

そもそも、そういうアンケートをする意味というのは、どのような点にあるのかと感じた次第です。

【事務局】

アンケートの情報収集割合というものが、改定版の案の本編第3章にも記載されているように、水道事業のガイドラインの業務指標に位置づけられているものです。また、水道事業を運営するにあたって、そういった利用者の方々のニーズの把握は必要と考えておりますので、その中で、情報収集は引き続き実施していくという形になるのかと思います。

【会長】

そうすると、水道事業の分析に使えるようなアンケート内容は、こちらで決めていいわけですね。

【事務局】

そうですね。

【会長】

例えば、一週間に何回お風呂に入るか。シャワーが多いのか。構成世帯別など、

市民がどのように水利用をしているかが分かればいいのかなど。そういったアンケートはされているのですか。

【事務局】

過去でどのように水道事業のサービスを充実してほしいかというので先ほど申し上げた管路のことなどを、何項目かに分けてアンケート項目として挙げているというのがあります。

【会長】

せっかくのアンケートだから、今後の経営戦略に役立つものなどを検討されたらいいかなという気がしました。

後、何か、ご質問とかございますか。

19ページの全国の水道事業の現状ですけれど、ここの3行目なんですけど、事業収入の大半を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により、減少傾向にあるというのがあるのですけれども、これは、かなりジレンマですね。節水機器の普及というのはエコで良いことだけれども、反面で、収入の減少に繋がることにもなりますね。

【事務局】

そうですね。環境面を考えたら、節水機器というのは、今後持続可能な社会という形になってくるといいのですけれども、その反面、水道料金収入的にはマイナスには働いてしまうという形にはなります。

【会長】

だからといって、単純に水の使用量を増やしてもらおうというのも、少し違うかなという気がしますよね。

後、2つ目は、それでよろしいですか。

それでは3番目の、広域連携の必要性について申し上げましたけれど、その件に関しまして何かございましたら、お願いしたいと思います。

この前、〇〇委員の方からお話しいただいたのですが、統合した場合の水道料金の統一は当面難しいとございましたね。水道料金を一緒にする場合に、現状、水道料金が安い自治体と高いところがありますね。安いところに合わせたら、合意頂けますけど、高いところに合わせると皆さん怒りますよね。その辺どのように考えておられますか。

【委員】

そうですね。

たぶん、大阪だけでなく、全国的にどこの地域でも結構問題になっていまして、統合とかすると、まさしく今、おっしゃられたように、料金も一緒にしましょうかって話になる。必ず持ち出しをしなければならないところが出てくる。

一番安いところに合わせれば本当はいいのですが、それでいくと、経営的に成り立たないようなことが多いので、どうしても、ある程度上がったところが出てくる。そうすると、なんで上がるのかと、統合なんてしない方がいいのではないかという話になってしまうのですけれども、それ以外のメリットが大きいこともあります。

例えば、他の地域ですと、まず料金は据え置いておいて、とりあえず、まず統合しよう、その後で時間をかけて料金については一本化しようというような形で、内容より理想をとるようなことで統合を進めていらっしゃることもありますし、現に大阪広域水道企業団の場合でも、統合という言葉を使っておりますけれども、実際には、前回もお話ししたかもしれませんが、経営そのものは、それぞれの事業はまだ独立して行っている。お財布はそれぞれ違うお財布を持っている形にしておりますので、料金についても当面はまだそれぞれの事業、それぞれの市町村区域の水道事業ごとの料金で、当面は行きましょうということで、行っております。

【会長】

ただその場合、例えばシステムが変わると、請求書もそれぞれ作らないといけな
いでしょう。かなり手間もあるのかなという気はします。

【委員】

そうですね。そういう事務手続の面では、まさしく料金システムは、料金の体系
は違うのですけれども、それを集約、例えば、納付書を発行するというシステムな
どは、できるだけ一つにしていきたいと思いますということで、システムの統一に向けた
検討をしています。

【会長】

それはいけそうですね。

【委員】

ただ、もともとの市町村さんも、導入したばかりとか、いろいろ違うシステムを
今でも持っていらっしゃる場合がありますので、なかなか、統合したから即一緒に
しましょうというのが難しい状況ですので、今、中で調整をして、一本化に向けて
進めているということです。最終的には当然一つにするのが最も合理的というの
は、皆、分かっている訳ですので、可能性はあります。

【会長】

ありがとうございます。

なかなか、前途、先行き多難ですよ。

【委員】

やることはたくさんあるかなと思って。

【会長】

ありますよね。でも、うまくいけば、かなり広域化が進むかなという気がします

よね。

【委員】

それが本来、統合や広域化のメリットではあるとは考えます。

【会長】

そもそも、水道事業の始まりは、今各市町村でやっていますけれども、始まりは
どういう形だったのですか。やっぱり各自治体単位ということですか。

【委員】

そうですね、少し水道法の話も出てきていましたけれど、もともとは、市町村経
営が原則ですので、本来一番基礎自治体である地方自治体が、それぞれの地域の実
情に応じて水道事業を。

【会長】

そこから出発したわけですね。

【委員】

そうですね。

【会長】

大阪府全体ではなくて。

【委員】

そうですね。

大阪は、たまたま水源が淀川に非常に依存しておりましたので、もともと、大阪
府がまとめて水を作ってお配りするという形で、用水供給事業という卸売の形の段
階として存在しましたが、これも都道府県によって、あったり、なかったり、
いろんなパターンもございますので。

【会長】

そうなのですか。都道府県によっては、一つの県の自治体が別の県から水を買うことはありますか。

【委員】

都道府県を超えてという給水は、全然ないわけではないと思いますが、非常にイレギュラーだと思いますので、基本的には、都道府県内です。まず、市内です。市が自分で水を持っていて、足りない分は都道府県から、用水供給事業からもらうみたいな形が多いかと思います。用水供給事業がない都道府県もございます。

【会長】

例えば、大阪の場合、南の泉南や貝塚などの自治体さんは、水は、どこから。

【委員】

結局、企業団から供給して、あと、一部、自己水、沢の水であったり、井戸水であったり、多くございますけれども、全体では、いま7割ぐらい、企業団の水を。

【会長】

ということは、淀川から配管しているということですか。

【委員】

そうですね、岬町まで行っております。能勢町までも行っておりますので。

【会長】

そうなのですね。勉強になりました。

すみません。あと、何かございますか。

「広域連携の必要性について」ということで、20ページの一番下の方に、広域連

携のメリット、ということが書かれていますね。施設の共同設置、共同利用、共同利用をすることで、維持管理費用等の削減ができる。専門的な人材の確保ができる。危機事象発生時の体制強化、これは大変大きいかわかりませんね。

【副会長】

いいですか。

【会長】

はい、どうぞ。

【副会長】

説明資料の方を拝見しますと、説明資料が1、2、3ページあると思うのですが、確かに、会長がおっしゃったようにメリットも書かれていますし、わりと強く必要性を書かれているような印象なんですけども、最終的な水道ビジョンの改定版は、わりとこう、トーンダウンしてというか、おとなしめに書かれているのですけれども。

【会長】

何ページですか。

【副会長】

37ページです。

どこまで最終案を反映するかというところがあると思うのですが、書きぶりとしては、このくらいの感じでいいとお考えですか。

その説明資料の温度感からすると、もう少し書いてもいいかなという印象もあるのですけれども。

【会長】

なるほど、わりとあっさり書かれているという感じですね。やっぱり、なかなか

か難しいのですね。

先程おっしゃったのは、統合することによって、例えば、危機的な事情が出た場合に対応がしやすいとか、そういう点も書いたほうがいいのではないかと思います。

【副会長】

そうですね。踏み込んで書くな、メリットを書くな、デメリットも書いた方がいいのではないかと、そういう感覚にはなりますけれども、要は、広域連携の話題をどこまで書くかということで、この資料を見る限りでは、書いている内容自体は理解できるのですが、この一部しか最終版に落とし込まれていないので、これでいいのかということなのです。

【委員】

進めたいというメッセージなのか、単に、世の中でそう言われているというところで留めているのかというところが、すごく分かり辛いと思うのですが、突然出てきますし、広域連携が、ただ具体的な検討には至っていませんがという表現を見ると、我々はやりたいのだけれど、みなさんどうでしょうねという、多分そういうイメージで書かれていて、どちらにするかは、門真市さんで決めればよいことなのだと思うのですが、その時のフラットな情報提供なのか、我々は進めたいというように書くのかというのが、ビジョンの方向性というのがあって、そこが少し分かり辛いということではないかと思うのですが。

【副会長】

そうですね。こちらの方は、割と事実だけを書いている印象で、説明資料の方は割と、熱量というか、思いがある程度ありますので、やや整合しないような印象があったものですから。

【会長】

そうですね。ビジョン案で書かれている内容というのは、ついでに書いておくと

というようなニュアンスが感じ取れるかもしれませんね。この部分は、若干修正できるのですか。

【事務局】

今のところ、本編の冊子の方にも書いてある通りに、具体的な検討に至っていないというのが、本当の現実的な状況であります。その上で、企業団から、最適配置といったシミュレーションも実際、提示を受けながら、今後、スタンスを決めていきたいというのがありますので、冊子については、今の状況を記入しているという形にはなっております。

【副会長】

さまざまな検討を行っていくというのが、最後のメッセージですね。

【会長】

もしできるものならば、37ページの、本市水道事業においては企業団の統合に関しては、具体的な検討に至っていませんが、というところは省いてしまってもいいかもしれません。例えば、今後の人口の減少や専門的な人材確保を、いろいろな事故の発生した時の体制強化を勘案すると、事業の統合がかなり有効であるなど、そういうことにおわすというか、そういうことを書くのもひとつかなというような気がしますけれどもね。それは少しご検討頂いて、なかなか、文章化しにくい部分かもしれませんが、メリットの部分がある程度あってもいいのかなという気がしますね。ご検討頂ければと思います。

【事務局】

そうですね。メリットに関してなんですけども、企業団から最適配置等のシミュレーションを受けていない状況ですので、門真市としてどういうメリットが出るのかというのが、今現在分かっていない状況であります。

【会長】

実際数字でどうなのかが大切ですからね。

【事務局】

その中で、全国共通の課題としてあるものは、門真市としても抱えておりますので、必要性は感じているのが今の状況になります。

【会長】

はい、お願いします。

【委員】

統合については、表に出てしまうと、統合するのとか、勝手に統合が一人歩きして、水道業者さんや、市民さんや、いろんな方がいろんなことを言い出すと、本当に統合というのが将来の目標になってますので、収集がつかなくなるということもあるので、門真市さんは、今の時点で水道ビジョンの中に、統合するみたいな言い方もできないし、検討というところで留めておくという表現でないと、前のめりになっているような感じで書くと、少しずつ、今、統合している団体が増えてきていますので、そういうのを見ながらやられた方がいいのかなと思います。

【会長】

そういうことで、原案通りということで行きましょう。
あと何か、広域に関して、もしご意見ございましたら。
〇〇委員、よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

〇〇委員は大丈夫ですか。

【委員】

はい、大丈夫です。

【会長】

ありがとうございます。

続きまして4番目の議題、22ページ、『水道料金体系の最適化に関する検討』の背景と進め方について」でございますけれども、これは水道料金制度、現時点でどうということではなくて、今後、検討をしなければならないというご説明があったと思うのですけれども、24ページに、令和3年に水道料金の引き下げを実施されたと思うんですけど、その引き下げたというのは、何か、市民の皆さんなど、ご要望があったということでしょうか。

【事務局】

料金の軽減化をするというのはもちろんあるのですけれども、その中で、令和元年度に審議会を実施した時に、水道料金の見直しについては、平成29年に策定した後における計画値とそこからの実績が、かなり純利益相当分として上振れがありましたので、その中における収益的収支の見直し額として12億円がありましたので、それを原資として料金を見直して、令和3年1月1日に水道料金の引き下げを実施したという経緯になります。

【会長】

それは、どうなのでしょう。他の、近隣の自治体から比べて少し値段が高いということもあって引き下げたということですか。基本的にいくぐらい値下げしたのですか。

【事務局】

府内のこともあるのですけども、門真市の中でも、別の事業会計で公共下水道事業会計がありまして、公共下水道の使用料をその時に36%引き上げをしております

ので、下水道使用料との関係性も含めて、水道料金の見直しも行っております。

【会長】

水道料金はどれくらい下げられたのですか。

【事務局】

上振れ分を含みまして、9%ほど下げしております。

【会長】

9%。割と大きいですね。

【事務局】

そうですね。ただ、下水道使用料の方が36%上がっております。

【会長】

ちなみに、下水道の料金が上がった原因は何ですか。

【事務局】

平成7年から、公共下水道使用料が改定していないのもありますし、その間、門真市内の中で、第二京阪道路などが通ったりして、辺り一帯の下水道整備がかなり進みましたので、その辺も含めて、平成7年に設定した金額の改定を行ったところ
です。

【会長】

全体に下水の守備範囲が広がったということ。

【事務局】

そうですね。

【会長】

なるほど。

【事務局】

先ほど9%と申しあげましたけれども、1箇月、20m³当りで270円ほど下がっております。

【会長】

270円、はい、なるほど。

令和3年に一旦は水道料金が下げられたようなのですけれども、今後の人口減少などを考えると、今のままでやっていけるかという問題があって、それを今後検討しなければならない。検討すべき内容としては、料金の値上げは当然分かりませんが、そういう意味で、水道事業そのものの維持管理費を低減するということが必要かと思います。

大阪広域水道企業団さんの、元売りの値段を下げるわけにはいかないのですか。

【委員】

若干、下げた経緯はございまして。

【会長】

もともと、淀川の水は、タダなのではないのですか。

【委員】

いいえ。

【会長】

お金が要るのですか。

【委員】

淀川は、当方が持っている水利権は、一つは琵琶湖の総合開発事業、他のダムなどの建設事業で生み出された水をメインとして持っておりますので、ものすごく莫大なお金がかかっておりまして、やっと償還を20年かけて終わったところです。今でも維持管理費などは、毎年莫大な額がかかっておりますので、決してタダではございません。

【会長】

でも、償還が終わったということは、今後下げられるということでは。

【委員】

それで、若干下げました。

【会長】

それで、若干だけですか。

【委員】

タダにはなりませんので、維持管理費をずっと毎年負担しておりますので、ダムとか琵琶湖の周辺の施設などですね。それを国なり水資源機構なりが管理するのにお金がかかっております。

【会長】

それを大阪広域水道企業団も負担されて。

【委員】

企業団としても、利水者の一員として、当然受益をそれで受けているわけですので、一部ですけれども、お金として。

【会長】

取水した水量に応じで負担をするということですか。

【委員】

そうですね。建設の時の負担の割合や、維持管理費の負担の割合というのも、全て建設時に決められたものです。

【会長】

思うのですが、かなりの水を、淀川の水を海に流しているのではないですか。それも、値段がいるということなのですか。

【委員】

例えば、環境のためや、維持管理用水でしたら、それはある意味、国土交通省、国の方がある程度負担しているみたいな形になっているのですけれども、それ以外の利水の部分、水を利用するものの一員として、水道だけはございませんけれども、水道の中の企業団の部分を負担しております。

【会長】

普通、民間の人が、淀川の水を汲んで、売るのはいいのですか。

【委員】

そうですね、一応。ただ、継続的に大量に使う場合には、当然企業さんでも水利権をもっていらっしゃる場所がございますので、その場合には、負担されています。

【会長】

江戸時代に、水売りというのがありましたね。淀川の水を売ってましたね。

【委員】

そうですね。大阪市さんなどは、非常に昔から慣行的に取っていらっしゃるの

で、慣行水利権ということで、基本にお金のかからない部分もございますので、昔から利用していらっしゃったところは、どちらかというと割安に、後乗りの方が高い形になっております。ダムなども安くできるところから造っておりますので、後から造るものほど、効率が悪くて高い。

【委員】

水道代で、企業団さんが大阪府水道部の時代から、平成22年でしたか、あの時には88円10銭／ m^3 だったのですよ。そこから下げてもらって、今72円／ m^3 ですね。そこまで下げてもらっているのです、その間、だいぶ助かりました。

【委員】

当然、開発の時に上げた経緯もございますので、それが段々、建設分の負担がなくなった分ぐらいには。

【会長】

今後、下がる余地はあるのですか。

【委員】

難しいですね、まさしく市さんと同じ状況でして、施設が古くなって、更新に大量にお金が必要ということで、ずっとお金が必要ですので、一方的にこの料金を下げていくということは、あまり現実的ではないかなと。

【委員】

今、門真市さんは、用途別ということでされていると思うのですが、今回、企業団に入られている千早赤阪村さんが、料金改定されているということなので、企業団の方では、元々千早赤坂村さんは用途別だったのですけれど、それを口径別に統一すると、今後の市町村統合された市町村でも口径別にしていくという、基本的な考え方が示されていますから、今回検討される時には、口径別というのも変更していった方が、後々、将来的に統合という時に、市民の皆さんにギャップという

か、混乱がないように、口径別という料金体系というものを検討されたら良いかなと思いましたが、言っておきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

【事務局】

ご指摘頂いたように、今後、具体的な考えや手順などの方針を、料金体系などを含めて方針を定めていきますけれども、まずは、固定費の回収を勘案した用途別の体系を、先程いわれた口径別にするのかと、合わせて月10m³までの基本水量につき少量使用者を考慮したものにするかとか、加えて、従量料金の逡増度について等、あるべき体系の検討をしていくことが考えられます。その後からも、基本的には令和元年度の上下水道事業経営審議会で答申を受け、施設更新を計画的に推進し、事業の持続性と世代間負担の公平性を確保するために、料金算定要領の設定に基づき、そのことも含めて今後適切な検討を進めていきたいと考えております。

【会長】

はい、ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

【委員】

戻ってしまうのですが、1個だけ教えてください。先ほど、今後の開発分の水量は見込まないとか計算していないとかで、逆に言うと収益的には安全側という話だったのですけれど、その給配水能力的に問題ないというところは、どのように検討されているのでしょうか。

あるいは水を送るという施設としては、それは考えてなくてもいいとかということ、何かあったのでしょうかね。少しその説明を聞いてなかったの。

【事務局】

当初ビジョンで立てていた時の水量予測には、場所は違うのですが、多少

の開発はあるだろうというところで、少しではあるのですが、余裕の水量をみた推計になっていますので、何かが出来たからといって、すぐに能力不足になるかということはないと考えています。

【会長】

はい、ありがとうございます。他になにか、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、この案につきましては、事務局のご提案通りということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続きまして、皆様方からのご意見・ご質問など頂きましたけれども、基本的にはこのご説明の内容で行うということで、事務局におきまして、必要な修正等を行った上で、パブリックコメントの案とするということによろしいでしょうか、皆さん。

はい、ありがとうございます。

○案件2 パブリックコメントの実施について

【会長】

本日の案件の2番目でございますけれども、「パブリックコメントの実施について」ということで、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

案件2 パブリックコメントの実施についてご説明いたします。

本市では、市の基本的な施策に関する計画等を策定する過程において、その計画の案の趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、それらに対する市民からの意見、情報及び専門的な知識を広く募集し、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された意見書に対する市の考え方等を公表する「パブリックコメント手続」を行うこととしております。

パブリックコメント手続につきましては「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき、市として統一した手続によることとしております。

本件につきましては、「門真市水道事業ビジョン（改定版）」の案について、当該要綱に基づき、お手元の【資料3】のとおり、パブリックコメントを実施するものです。

本パブリックコメントでは、意見等の提出資格は、【資料3】の(1)から(5)に記載のとおりです。意見等の提出方法につきましては、様式は自由とし、所定事項を記入のうえ直接、郵送、FAX、Eメールでの提出としております。募集期間は、令和4年1月11日の火曜日から2月10日の木曜日までです。

閲覧場所は、門真市泉町浄水場ロビーのほか、市内各所に設置するほか、本市ホームページ上で案を公表するものです。また、注意事項としまして、頂いた意見は原則として公表としますが、それぞれの意見に対しての直接の回答は致しません。その他、電話での意見は受け付けないこととしております。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

この内容でパブリックコメントを実施するという事で、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

市のホームページから直接、アンケートに対するコメントはできるのですか。メールアドレスで送らないとダメということですか。

【事務局】

パブリックコメントに特化した応募ホームは、特に設けてはおりません。

【会長】

設けてないのですか。

【事務局】

はい。

【会長】

設けたら楽なのですがね。

【委員】

先ほどのサービスという観点からいくと、そういうのがあった方がいいかな。

【事務局】

提出様式などは一般的に、市で使っているものがありますので、ホームページの方には合わせて掲載しようと思っております。

【会長】

そうですか。わかりました。

基本的に、この内容で実施するという事で、よろしいですか。

それでは、よろしく願いいたします。

○その他

【会長】

それでは最後に、今日の式次第の2番目、その他でございますけれど、皆さん方から自由なご意見を伺いたいと思いますけれど、何かもしよろしければ。

【委員】

財政のところなんですけれど、資金がなくなっていく。それで、経常収支比率、料金回収率も96%で、他の収入もあるのですが、見た目だけでしたら、令和8年にえらいことになる。それでその後どうなるのというのが、心配になると思います。

それぞれの令和8年度以降の資本的収支や収益的収支のところを、何かうまいこと先の話を書いてもらった方が安心して見れるように思うのですけれど、いかがでしょうか。

20何億ある資金残高が1億くらいしかなくなって、資金残高がなくなってこのあとどうするかとか、どうなっていくのかというのを、見た目では心配になりそうな状況が並んでいるので、人口が6千人減少しているのに、説明では、実績から有収水量が下がりにませんよと書いてあるけれど、それも、きちんと書いてもらえなければ分からないし、その辺も少し不安要素にもなるので、最後の令和8年度の落ち込んでいるところのその後のことを何か書かれないのかなと思いました。

【会長】

一応、5年単位で見直していったと思うので、先のことを書くのはどうなのでしょうね。実際問題として。

【委員】

書かなければいけないのか、書かなくてもいいのかというのは分からないのですが、尻すぼみのグラフを見ていると、そんな感じに思ったので。

【会長】

それで終わりではなく、その先まだ繋がっていきますからね。すごく大事なこと

ですね。

最初のグラフで、6 ページではですね、いわゆる令和18年までの、2036年ぐらいまでの人口減少とか書いていますよね。

ただ、実際の業務として令和8年度以降をどうするか、例えば建物を建て替えるとかですね、浄水場をどうするか、いま具体的な計画はないのではないですか。

令和8年、令和9年、令和10年、具体的な計画は今現状としてあるのですか。

【事務局】

財政計画を今のところ見込み額として立てていますので、料金体系の最適化なども含めた上で、今後検討をしていくという形を取っていきたいとは思っております。

【委員】

人口などももちろん大事な推計なんだと思うのですが、ただアクションを起こされてお金の増減が凄くある。後がない、情報としてないというのが凄く気になるということではないかなと思うのですが。

人口が減っていきますと言われたら、毎回推計し直さないといけないので、本当はこの精度も上げて欲しいというのをいつも言っているのですが、自動的にこんなもんですよと国が言っているので、5年毎に見直されたので見直しますよとなって、もう少し独自のものがあってもいいのかなと思うのですが。

先程おっしゃったのはちょうど令和8年度のところで、結構お金を使わないといけない状態があって、きちんと設定してるのに次がないという、自分のところがアクションを起こした後の計画なので、あった方がいいのかなと私は思います。

【会長】

そうですね。

【委員】

人口、有収水量は何となくこんなものでいいのかなと思いますけども。

【会長】

確かに、これ以降、令和8年といたら5年後ですから、あっという間ですからね。

それで、5年後でこれだけこの資金が減るということで、この環境をどうするかというのはあった方がいいかなとは思うのですが、実際どうですか。ビジョンに入れるというのはどうなのでしょう。

【事務局】

本編のところは水道料金の最適化の検討ということで、施策の中でも進めていきますということは載せさせていただいています。計画的にこれが次の次期水道事業ビジョンに繋がるものかというようには考えております。

今、委員からいただいたご意見は、今後収支を見ながら、実施計画の中で検討していこうという形で今内部では話しております。もし何か一言というか、文として残す形であれば、財政計画の中でその辺の説明を入れるかは検討してみようと思っております。

浄水場の更新、ポンプ場の耐震化の検討を進めながら、次期水道事業ビジョンの策定までの中で、改めてお示しをしていきたいというように今思っているところで

【会長】

そうですね。

【委員】

先程少し言われてて、ここで大きくお金の動きがあるところで、まずどこで切れるのかわからないですけど、それ以前と明らかにこの最後の2年間ってというのは、ここの絵から見ると違う状況になっているので、令和7年度以降の継続してやっていると思われる事業について何か1行でも2行でも、そういう計画の中で最終的にはこういう問題はない状態で、このビジョンの期間の歳入を示しますというくらいのは書けるのかなという気はしました。多分そういう趣旨ではないのかなと思

うのですけど。

それまであまり変わらないと言ったらそれまでですけど、ある程度経常的な動きがあって、最後の2年だけ、資金も収入も大きく変わっているんで、それで結局残高が凄く減っているということは多分皆さん気にされているので、5年の計画だったら、この7年からの5年間ではこういう計画できちんと動いてて、こういう大きなお金の出入りがなくなった時点で残高も保たれていて、ここの期間の2年間を示していますぐらいにゆとりがあったら、少し安心感があるのではないかとは思っていますけど。

【事務局】

今のご意見も伺いながら、今後進めていく、本編でいいますとフォローアップのところで、今の資金面での課題というのに触れる形で、文言について一度検討はさせていただきます。

【会長】

そうですね。

【事務局】

はい。それでお示しさせていただこうかと思っております。

【会長】

先程事務局がお話しされたようなことを付け加えたらいいのかなという気はします。

財政を適度に勘案して、今の状態で何とかやっていけるというようなことを書かれてはどうかと。それで少し思ったのは、この表をお見せすることによって、市民の皆さんとか議員さんとか、これから先が少し心配だという、そういうことを印象付けるような記述内容のように思います。ただ見た目がかなり厳しいということで、この先はどうなるのかという疑問が出てきますので、そこを補うような文章化というか、記述がある方が良いでしょうと思います。

他に何か。

それではお願いしたいと思います。

【委員】

10ページの意見が出たところなんですけど、資金残高の令和8年度が減っているというところで、市民の立場から、地震や災害が起きた時に、それ以降万一の時に備えた資金っていうのはどのように計画されているのかというところと、あと、これ以降に水道料金が大幅に上がることが予想されるのかと受け取れたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【会長】

ご質問があった件に関しまして、事務局の方からご回答お願いいたします。

【事務局】

料金の関係に関しては、今後料金の最適化を検討していくというのが4番でも述べておりますので、その中で今後検討していくという形で考えております。

耐震化計画の方は、今後、水道事業ビジョンを作成し直す時に、前年、前前年ぐらいで耐震化計画についても見直しますので、その辺りで今回のことも含めて検討をしていくという形になります。

【会長】

現状の耐震化計画を踏まえて今の体制でなんとか5年間はやっていける、この先の5年間は何かやっていくというような予測ですよ。

その先まだわからないから、5年後にもう一度見直すということですか。

はい、他に何か。

お願いします。

【委員】

パブリックコメントなんですけれども、閲覧場所はたくさんあるんですけれども、例えば募集するにあたって、前も何かされた時数件しかなかったということだったので、せっかくされるのであればより多くの人の意見を取り入れて、それを閲覧できればいろんな意見があるのかなって市民の人も思うと思うんですけれども、その宣伝といいますか、募集で広報に載せるとか、何かこういうことを募集していますというこちらからの発信みたいな方法というのは何かお考えがあるのですか。

【会長】

はい、お願いします。

【事務局】

パブリックコメントにつきましては、1月に各施設に置かせていただくとともにホームページに掲載すると合わせて、広報の2月号に原稿を作成しております、2月号で2月10日まで募集している旨を広報紙に載せるということで作業を進めているところです。

【委員】

企業とか、例えば学校みたいな所とかの意見みたいなところで、市とか水道の方から、そんなに沢山でなくても、意見を欲しいみたいなというアクションみたいなのは、直接はない感じですか。

【事務局】

直接に個別の企業や学校にアプローチするというような方法は取ってはおりません。

【委員】

わかりました。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

はい、ありがとうございます。

他に何か。

【委員】

施設に箱を置いて、そこに皆さん何か用事があった時に、お書きになってくださ
いっていうことを言ってあげるし、資料みたいなのを置いている時もあります。

だからそれを見て、これだったらちょっとということ、日にちがまだあるとい
うことで書いて帰る方もいらっしゃいます。

だから、内容的に詳しく書かないといけないと思う方は、ちょっとこの資料では
わからないという方はその施設の方にお聞きしたりして、この場合でしたらこちら
にまた連絡でもしたら、また分かると思います。

その方が、内容がじっくりとわかっていいと思います。

【会長】

この一式を読むのも大変ですからね。

【委員】

ちょっとでも難しいですけどね。もう本当に中を見ても入ってない、日にちが決
まってもう終わりに近づいてるのに、中を覗いてみても入ってないとか言って、会
館の方はよくおっしゃるから。やっぱりもう少しPRもあれだと思っんですけど、
広報で、題目がこれは環境、これは社会体育、子ども関係と、見出しを書いているの
ですけど、特に目立つというか、パッと目立つ、これ何が書いてるんだろうという
ぐらいの、広報、構成の段階で、大きくしてもらおうようにでもしたらいいのではな

いかなと思うのです。

【会長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

すみません。

【会長】

はい、それではパブリックコメントを実施するということで。

それでは最後に、皆様方もう最後ですけど、何かございませんか。

最後に一言はございませんか。

(発言者なし)

特にないようですので、事務局の方からございましたらお願いします。

【事務局】

はい、事務局からお伝えさせていただきます。

先ほどご意見をいただいた部分につきましては、事務局で内容を見直したうえで、パブリックコメントの案として、令和4年1月11日 火曜日からパブリックコメントを実施いたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、見直しにつきましては、事務局でとりまとめたうえで、会長と調整させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回開催日につきましては、来年の3月を予定しておりますが、現在日程調整中でございます。具体的な日時につきましては、後日お知らせいたしますので、ご出席の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次回の審議会ですが、ご参集のほどをお願い申し上げます。

以上を持ちまして門真市上下水道事業経営審議会を終了いたします。

どうも長時間、ありがとうございました。

みなさんよいお年をお迎えください。